信州蕎麦キャンペーンロゴマーク及びロゴタイプの使用に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、信州蕎麦キャンペーンロゴマーク及びロゴタイプ（以下、「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程においてロゴマーク等とは、別記「信州蕎麦キャンペーンロゴマーク及びロゴタイプガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に規定するロゴマーク、ロゴタイプのことをいう。

（ロゴマーク等に関する権利）

第３条　ロゴマーク等に関する一切の権利は、公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー（以下、「この法人」という。）に属する。

（使用の申請等）

第４条　ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー理事長（以下、「理事長」という。）の許諾を受けなければならない。ただし、公益目的（非営利）の使用で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく使用するときは、この限りでない。

（１）国、地方公共団体及びその他公共団体が、公用又は公共用に使用するとき

（２）報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき

（３）その他理事長がその使用を適当と認めるとき

２　前項の理事長の許諾を受けようとする者は、「信州蕎麦キャンペーンロゴマーク等使用申請書（様式第１号）」を次の各号に定める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が特に認める場合は、その一部を省略することができる。

（１）会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料

（２）ロゴマーク等の使用内容がわかる企画概要及び完成見本等

（３）その他理事長が必要と認める書類

（使用の許諾）

第５条　理事長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認める場合は、使用の許諾（以下、「使用許諾」という。）をすることができる。ただし、ロゴマーク等のデザイン統一のため、申請されたデザイン等の修正を求めることがある。また、必要があると認める場合は、ロゴマーク等の使用方法その他について、条件を付すことができる。

２　理事長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾通知書（様式第３号）を申請者に送付し、使用を許諾しない場合は、使用不許諾通知書（様式第５号）を送付する。

（使用許諾の制限）

第６条　ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として理事長は許諾しないものとする。

（１）営利団体等が利益を主たる目的として使用するとき

（２）この法人又はロゴマーク等のイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき

（３）法令、公序良俗に反すると認められるとき

（４）特定の個人、政治活動、宗教活動を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき

（５）役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものが使用するとき

（６）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する者が営業又はその広告等に使用するとき及びこれらの者に販売する商品などに使用するとき

（７）第三者の利益を害すると認められるとき

（８）ロゴマーク等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき

（９）ロゴマーク等の使用が特定の企業名や商品を推奨していると認められるとき

（10）ロゴマーク等のデザイン変更、その他使用方法が適当でないと認められるとき

（11）その他理事長がロゴマーク等の使用について不適当と認めるとき

（使用許諾の特例）

第７条　理事長は、前条第１項第１号に該当する場合であっても、営利団体等が、商品、商品等のパッケージ、景品、チラシ、サービス等利益を目的として製作又は提供される物品等にロゴマーク等を掲載することにより、長野市への観光誘客の推進及び長野市産品の販売促進に寄与すると認められるときは、前条の規定に関わらず、ロゴマーク等の使用を許諾することができる。

２　前項の規定によるロゴマーク等の使用は、別記ガイドラインに掲載するものに限る。

（使用上の遵守事項）

第８条　第５条の規定による使用許諾を受けた者（以下、「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）許諾された使用内容のみに使用すること。

（２）ガイドラインに従って正しく使用すること。
（３）ロゴマーク等の表示は、長野市産品であることや当該商品の品質又はサービスの内容をこの法人が保証するものではないため、当該使用に関わる物件に「(公財）ながの観光コンベンションビューロー推奨・認定」等の文言は使用しないこと。
（４）許諾に際して「ロゴマーク等は商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合はそれに従うこと。
（５）理事長が必要と認めた場合に、当該使用に係る対象物の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
（６）第５条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

（使用料）
第９条　ロゴマーク等の使用料については、当分の間、無料とする。

（許諾内容の変更等）
第 10 条　使用者が、許諾された内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用変更申請書（様式第２号）を理事長に提出し、その許諾を受けなければならない。
２　理事長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときはこれを許諾し、使用者へ変更許諾通知書（様式第４号）を送付する。

（使用許諾の取消し）
第 11 条　理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾（前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し使用物件などの回収などの措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消しの日から使用することはできないものとする。
（１）使用者がこの規程に違反した場合
（２）使用者が第５条の使用許諾に付した条件に違反した場合
（３）申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
（４）第６条各号いずれかに該当するに至った場合
（５）その他ロゴマーク等の使用が不適当であると認められた場合
２　この法人は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
３　理事長は、使用者にロゴマーク等の使用状況などについて報告させ、又は調査することができるものとする。
４　理事長は、使用許諾の取消しを行ったときは、使用者に使用許諾取消通知書（様式第６号）を送付する。

（使用の非独占性等）

第 12 条　この規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマーク等を使用する権利を付与し、又は、商品、使用者等についてこの法人の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第 13 条　この法人は、使用許諾の申請に要した経費及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第 14 条　この法人は､ロゴマーク等の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

２　使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

３　使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失によりこの法人に損害を与えた場合は、これによって生じた損害をこの法人に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第 15 条　理事長は、ロゴマーク等の使用促進を図る観点から、使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

（事務）

第 16 条　この規程に関する事務は、公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー観光部が行う。

（補足）

第 17 条　この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等を使用する場合の取扱い等について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和６年 11 月１日から施行する。